

鳥取県議会議長 内田 博長 様

鳥取県議会情報公開審査会
会長 岸田 和久

答 申

公文書開示請求拒否決定処分（○年○月○日付鳥取県議第○号）に係る審査請求に関する○年○月○日付鳥取県議第○号による当審査会に対する諮問について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 本件審査請求に至る経緯

○年○月○日 開示請求
同月○日 公文書部分開示決定
○年○月○日 審査請求
同年○月○日 ○年○月○日付公文書部分開示決定を取消し
同日 公文書部分開示決定及び公文書不存在決定
同月○日 ○年○月○日付審査請求について却下裁決
同月○日 開示請求
同月○日 公文書開示請求拒否決定
同月○日 審査請求

第3 開示請求の内容等

1 開示請求の内容

- (1) 審査請求人が○年○月○日に提起した審査請求についての裁決書（鳥取県議第○号）の作成に係る協議・決裁プロセスを含む全行政文書（以下「本件請求対象文書1」という。）
- (2) 審査請求人が原処分を不服として行った審査請求に関して、○年○月○日付けで行われた、原処分の取消し、公文書部分開示決定（鳥取県議第○号）及び公文書不存在決定（鳥取県議第○号）の作成に係る協議・決裁プロセスを含む全行政文書（以下「本件請求対象文書2」という。）

2 決定の内容

公文書開示請求拒否決定

3 決定の理由

本県議会が該当文書を保有しているか否かを答えるだけで、鳥取県議会情報公開条例

(平成12年鳥取県条例第59号。以下「条例」という。)第8条第2号に規定する非開示情報(個人に関する情報)及び同条第3号に規定する非開示情報(事業を営む者の当該事業に関する情報)を開示することとなるため。

第4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

対象公文書の存否を明らかにした上で、個人情報以外の部分については開示すべきである。

2 審査請求の理由

- (1) 条例第8条で非開示情報とされるのは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものであるから、本件請求対象文書1及び本件請求対象文書2は、氏名や住所など、個人情報とされるものをマスキングすれば、誰でも閲覧できる文書である。
- (2) 特定の審査請求がなされた事実や裁決の有無については、住所や氏名など個人情報を除けば、特定の個人を識別することができるものではなく、開示されても問題がない事実である。
- (3) 本件開示請求は、開示請求書において一般に言うところの「審査請求人」と記載したもので、「私」個人のことを指して自己に関する情報を請求したものではない。
- (4) 平成13年12月18日最高裁判例によると、個人情報保護に関する条例が存在しない状況において、本人が自ら開示請求をしている場合には、当該本人に関する情報が開示されたとしても、当該本人の権利利益が害されるおそれはなく、非開示とすべき理由はない。
- (5) 処分庁が示した「鳥取県議会情報公開条例の解釈及び運用」(以下「解釈運用基準」という。)において、個人情報が記録された公文書について、本人からの開示請求があった場合でも本人以外のものからの請求と同様に非開示とする旨の規定があるが、条例第4条において「公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用する」とされていることに照らし、解釈運用基準の当該規定は、条例の趣旨に反して開示請求権を不当に制限するものであり無効である。

第5 審査庁の諮問理由の要旨

1 本件審査請求は、次のとおり理由がなく、棄却されるべきである。

2 本件請求対象文書1に係る存否応答拒否について

- (1) 本件請求対象文書1は、○年○月○日に特定の者が審査請求を提起し、「鳥取県議第○号」という特定の裁決を受けたという事実を前提として作成されるものと認められる。よって、本件請求対象文書1の存否について応答することは、当該事実があったか否かという情報を開示するのと同様の効果を生じることになる。
- (2) そして、本件開示請求書の記載自体に、審査請求を提起した日付及びそれに係る裁決書の文書番号が特定されていることも踏まえると、その情報は、特定の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものであるといえ、条例第8条第2号に規定する非開示情報に該当するものであると認められる。結果として、本件

請求対象文書1の存否について応答することは、当該非開示情報を開示することになるものである。

(3) また、当該審査請求の当事者又は関係者に法人等又は事業を営む個人が含まれる場合、○年○月○日に特定の者が審査請求を提起し、「鳥県議第○号」という特定の裁決を受けたか否かという情報は、通常は公にすることはないものであり、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであって、条例第8条第3号に規定する非開示情報に該当するので、上記と同様に、本件請求対象文書1の存否について応答することは、当該非開示情報を開示することになるものである。

(4) したがって、本件請求対象文書1についてその存否を明らかにせずに開示請求を拒否したことは、違法又は不当とはいえない。

3 本件請求対象文書2に係る存否応答拒否について

(1) 本件請求対象文書2は、○年○月○日付けで特定の者に対する処分を取り消した事実、また、同日付で「鳥県議第○号」という特定の公文書部分開示決定処分及び「鳥県議第○号」という特定の公文書不存在決定処分を行ったという事実を前提として作成されるものと認められる。よって、本件請求対象文書2の存否について応答することは、当該事実があったか否かという情報を開示するのと同様の効果を生じることになる。

(2) そして、本件開示請求書の記載自体に、処分取消の日付並びに公文書部分開示決定及び公文書不存在決定の日付及び文書番号が特定されていることも踏まえると、その情報は、特定の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものであるといえ、条例第8条第2号に規定する非開示情報に該当するものであると認められる。結果として、本件請求対象文書2の存否について応答することは、当該非開示情報を開示することになるものである。

(3) また、当該処分の当事者又は関係者に法人等又は事業を営む個人が含まれる場合、○年○月○日付けで特定の者に対する処分を取り消したか否か、また、同日付で「鳥県議第○号」という特定の公文書部分開示決定処分及び「鳥県議第○号」という特定の公文書不存在決定処分を行ったか否かという情報は、通常は公にすることはないのであり、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであって、条例第8条第3号に規定する非開示情報に該当するので、上記と同様に、本件請求対象文書2の存否について応答することは、当該非開示情報を開示することになるものである。

(4) したがって、本件請求対象文書2についてその存否を明らかにせずに開示請求を拒否したことは、違法又は不当とはいえない。

4 条例による開示請求に対する決定の判断については、当該公文書に個人情報を記録されている本人を含め、開示請求者が誰であるかという事情にかかわらず、画一的に行わなければならないものであるから、仮に文書の存在が審査請求人にとって明らかであったとしても、これにより、条例第11条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないで開示請求拒否決定をすることが許されないものではない。

第6 調査審議の経過

- 令和4年7月1日 諮問
- 同月13日 審査請求人が口頭意見陳述を申立て
- 同日 審査請求人が意見書を提出
- 同月14日 審査請求人が資料を提出
- 同月15日 第1回鳥取県議会情報公開審査会（審議）
- 同月20日 鳥取県議会議長に対して意見書又は資料の提出要求
- 同月21日 鳥取県議会議長が意見書及び資料を提出
- 同月23日 審査請求人が意見書を提出
- 同月30日 審査請求人が意見書を提出
- 同年8月2日 第2回鳥取県議会情報公開審査会
（審査請求人による口頭意見陳述及び審議）
- 同年9月14日 第3回鳥取県議会情報公開審査会（審議）

第7 審査会の判断

- 1 本件において開示請求の対象となっているのは、審査請求人本人の情報である。
- 2 自己の個人情報の開示請求について、審査請求人から提出された最高裁平成13年12月18日判決（以下「平成13年判決」という。）によると、「個人情報保護制度が採用されていない状況の下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、当該個人の上記権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきときは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできない」とされており、鳥取県議会において個人情報保護に関する条例はないため、本件は、平成13年判決に基づいて判断すべきものと考えられる。
- 3 条例には自己の個人情報の開示請求を許さない旨を明記した規定は置かれていないが、条例第8条第2号において、特定の個人を識別することができる個人に関する情報は原則として非開示と規定され、解釈運用基準において同条項の解釈・運用について、「個人情報が記録された公文書について本人から開示請求があった場合であっても、本人以外のものからの請求と同様に、本号により非開示とする」と規定されている。
- 4 これらを踏まえ、本人による自己情報の開示請求に関する条例の立法趣旨が明らかでない以上、平成13年判決に基づけば開示すべきであるとの意見もあったが、解釈運用基準の規定が条例の立法趣旨を逸脱していると判断できる明確な根拠はないことから、審査請求人の主張するように条例の趣旨に反して開示請求権を不当に制限するものとして無効であるとはまではいえないとの意見が大勢であった。
- 5 以上より、本件開示請求に対する公文書開示請求拒否決定処分は維持されるべきであり、本件審査請求を棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当であるものとの結論に達した。

第8 附帯意見

審査請求人が意見書や口頭意見陳述において主張しているとおり、鳥取県議会において、情報公開に関する条例は制定されているが個人情報保護に関する条例が制定されておらず、自己に関する情報の開示に関する規定が整備されていないという状況は、県民にとって決して望ましいものではないため、鳥取県議会における個人情報保護に関する条例を早急に制定することを強く求めるものである。

(答申を行った委員の氏名 (会長以外は、五十音順))

会長	岸田	和久
委員	尾崎	真理子
委員	衣笠	克則
委員	佐藤	匡
委員	米田	由起枝